

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）①（令和2年5月13日現在）

給付金	売上が半減している事業者	持続化給付金	法人は 最大200万円 、個人事業者は 最大100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
	県の自粛要請に応じて休業や時間短縮した者	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	(第1弾) 休業要請： 最大30万円 、時間短縮： 10万円 (第2弾) 休業（自主休業含む）又は時間短縮： 10万円 ※第2弾は6月以降に申請開始予定。	神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536/050-1744-5875
	従業員に休業手当を支払う場合	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金	1事業者あたり 20万円	小田原市商業振興課 0465-33-1511
	従業員が保護者で有給休暇を取得させる場合	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例)	休業手当等助成：上限額 8,330円 （1日1人当たり） ※教育訓練実施の場合、1人あたり最大2,400円加算。	神奈川労働局職業対策課助成金センター 045-650-2801 ハローワーク小田原 0465-23-8609
	フリーランスで保護者である場合	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業で、有給休暇取得した者 1人1日あたり上限 8,330円	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
		小学校休業等対応支援金	就業できなかった日、1日あたり 4,100円 （定額）	
融資	資金繰りのため融資を利用したい	小田原市中小企業小口資金 (4号別枠)	売上高が20%以上減少している方 融資限度 3,000万円 保証料補助最大 50万円 ／利子補給年間最大 50万円	各金融機関又は 小田原市産業政策課 0465-33-1757
		新型コロナウイルス感染症対応資金	売上高が5%以上減少している方 融資限度 3,000万円 要件によっては、 <u>無利子無担保</u> （15%以上減少など）	
		売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】	売上高が5%以上減少している方 融資限度 8,000万円	各金融機関又は 神奈川県金融課 045-210-5695
		新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	売上高が20%以上減少している方 融資限度額 2億8,000万円 保証料負担 0円	
		新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	売上高が15%以上減少している方 融資限度額 2億8,000万円 保証料負担 0円	
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	売上高が5%以上減少している方 融資限度額中小事業 3億円 、国民事業 3,000万円 ※特別利子補給制度併用で、 <u>実質無利子無担保</u>	日本政策金融公庫 0465-23-3175
		商工中金による危機対応融資	売上高が5%以上減少している方 融資限度額 3億円 ※特別利子補給制度併用で、 <u>実質無利子無担保</u>	商工組合中央金庫 0120-542-711
		新型コロナウイルス対策マル経融資	売上高が5%以上減少している方 融資限度額 1,000万円 ※特別利子補給制度併用で、 <u>実質無利子無担保</u>	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811

【事業者向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策（まとめ）②（令和2年5月13日現在）

事業改革等助成金

新たに事業改革等に取組む場合	働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	テレワークの新規導入する場合、対象経費に対し、 <u>最大150万円</u>	テレワーク相談センター 0120-91-6479
	働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)	感染症対策として、休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む場合、支給対象となる取組費用に対し、 <u>最大50万円</u>	神奈川労働局雇用環境・均等部企画課 045-211-7357
	ものづくり・商業・サービス補助	新製品、サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を行う場合、 <u>上限1,000万円</u> （補助率：中小1/2、小規模2/3（コロナ特別枠は一律2/3））	ものづくり補助金事務局 050-8880-4053
	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が経営計画を作成して、販路開拓等のための取組を行う場合、 <u>上限50万円</u> （補助率2/3） ※コロナ影響で売上減▲10%以上の証明が加点対象となる。	小田原箱根商工会議所 0465-23-1811
	小規模事業者持続化補助金 (コロナ特別対応型)	小規模事業者が、経営計画を作成して、販路開拓等のための取組を行う場合。 <u>上限100万円</u> （補助率2/3） ※補助対象経費に制限あり	小田原市橋商工会 0465-43-0113 産業政策課（証明にかかること） 0465-33-1555
	IT導入補助金	ITツール導入による業務効率化を図る場合、 <u>最大450万円</u> (補助率1/2（特別枠は2/3）)	一般社団法人サービスデザイン推進協議会 0570-666-424

その他の支援

全世帯への家計支援を行うために	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されているすべての方に対して、家計への支援を行うため、 <u>1人あたり10万円</u>	小田原市特別定額給付金コールセンター 0465-20-6150
休業や失業などにより、収入が減り、生活維持が難しい	緊急小口資金 主に休業された方等向け	緊急かつ一時的に整形の維持が困難になった場合の貸付。 貸付上限： <u>最大20万円</u> 据置期間：貸付日から1年以内 返済期限：据置期間経過後2年以内	総務省特別定額給付金コールセンター 0120-260020
休業や失業などにより、収入が減り、住居を失う恐れがある	総合支援資金（生活支援費） 主に失業された方等向け	収入の減少や失業等により生活が困窮、日常生活の維持が困難になっている世帯への貸付（無利子・保証人不要） 貸付上限： <u>（二人以上）月20万円以内、 （単身）月15万円</u> 貸付期間：原則3か月以内 据置期間：貸付日から1年以内 返済期限：据置期間経過後10年以内、無利子	小田原市社会福祉協議会 0465-35-4000 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999
市税が納められない	住居確保給付金	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。	小田原市生活支援課 0465-33-1892
	市税の納稅猶予	市税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用されることがあります。「徴収猶予の特例」は、担保の提供は不要で、延滞金はかかりません。	小田原市市税総務課 0465-33-1345